

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月22日
【会社名】	東急リバブル株式会社
【英訳名】	TOKYU LIVABLE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 島 美 博
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目 9 番 5 号
【電話番号】	03(3463)3713
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 今 野 一 男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目 9 番 5 号
【電話番号】	03(3463)3713
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 今 野 一 男
【縦覧に供する場所】	関西支社 (大阪市北区梅田一丁目11番4) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月10日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、共同株式移転の方法による持株会社の設立に関する臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

別紙

東急不動産ホールディングス株式会社 定款

(2013年10月1日制定)

第1章 総 則

<略>

第2章 株 式

<略>

第3章 株 主 総 会

<略>

第4章 取締役及び取締役会

<略>

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(訂正後)

別紙

東急不動産ホールディングス株式会社 定款

(2013年10月1日制定)

第 1 章 総 則

< 略 >

第 2 章 株 式

< 略 >

第 3 章 株 主 総 会

< 略 >

第 4 章 取締役及び取締役会

< 略 >

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 2 8 条 本会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 2 9 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 5 条 本会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 相 談 役

(相談役)

第 3 6 条 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。

第 7 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 3 7 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 3 8 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 3 9 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 0 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 4 1 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 2 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第39条の規定にかかわらず、本会社の最初の事業年度は、本会社の設立の日から2014年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第26条及び第34条の規定にかかわらず、本会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、取締役につき総額450百万円以内とし、監査役につき総額90百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。